

第2次東大阪市スポーツ推進計画（素案）のパブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方	修正有無
1	<p>【夢や感動について】</p> <p>◆該当箇所・意見 2ページの序章の第二段落（「そして、」で始まる段落）の「さらに、」で始まる文書を削除して下さい。</p> <p>◆理由 「夢や感動を与え」ることや「人々の人生に彩りを与えてくれ」ことは主観的であり実態がなく施策の効果が不明です。これらは市民の内心にかかわることであって、市民自らが主体的に個人的に行うべきです。不要不急の趣味娯楽を行政が実施する必要がありません。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
2	<p>【ラグビーを中心としたについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 5ページの第1章「1.計画策定の趣旨（目的）」の最後の段落にある「ラグビーを中心とした」を削除してください。</p> <p>◆理由 本計画が全ての市民を対象としているかに記しておきながら、ラグビー愛好者を優遇するのは不公平です。行政は全ての市民に公平・公正であるべきです。ラグビーに偏った施策は不公平です。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

3	<p>【スポーツの範囲について】</p> <p>◆該当箇所・意見 6ページの第1章「3.本計画におけるスポーツのとらえ方」内の「本計画で取り扱うスポーツの範囲」における「狭義のスポーツ 競技のスポーツ 記録への挑戦 他者との競技」を削除してください。</p> <p>◆理由 「競技スポーツ」は趣味娯楽でありSDGsではありません。 「記録への挑戦」をしたところで社会が良くなるわけがありません。 「他者との競争」という考え方は「共生社会の実現」（36ページ）の考え方とは正反対であり本計画が論理的に破綻していることを示しています。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
4	<p>【SDGsについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 8ページの第1章「6.SDGs（持続可能な開発目標）との関係」を削除してください。</p> <p>◆理由 「SDGsとの関係」というタイトルであるにも関わらず、関係が示されていません。具体的なスポーツ施策ごとにSDGsの中の該当項目が示されていないため、スポーツ施策はSDGsではないことを証明している事になっています。スポーツ施策はSDGsではないにも関わらずSDGsの説明を掲載することは、SDGsであるかのように偽装することになっており偽善であり不当です。本計画ではラグビー愛好者など一部の人達を優遇する施策が盛り込まれていますが、そのような計画は不公平であり、SDGsの「10.人や国の不平等をなくそう」に反しています。「#サステナ東大阪」という計画をスタートさせるようですが、詳細が不明であり、合意が形成されていない企画を本計画に盛り込むことは不適切です。2024年2月に公表された東大阪市総合戦略（案）には「#サステナ東大阪」については掲載されておりません。市の基本となる戦略に掲載されていない企画を、スポーツに特化した計画に掲載することは不適切です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各施策にSDGsの該当項目を示しました。</p>	<p>有</p>

5	<p>【eスポーツについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 9ページの第1章「コラム：『eスポーツ』」を削除してください。</p> <p>◆理由 本計画においてeスポーツについて記しているのは、この箇所だけです。本計画の本文との関係がありません。仮にこのコラムで残すのであれば、本文において、eスポーツをスポーツ競技に含める旨の記載をすべきです。含めないのであればこのコラムを削除すべきです。そうしないと、eスポーツがスポーツ施策に含まれるのか疑義が生じます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、『eスポーツ』についての記述し、修正しました。</p>	有
6	<p>【協議会について】</p> <p>◆該当箇所・意見 23ページの第2章「東大阪市スポーツ推進員協議会」と示されていますが、「東大阪市スポーツ推進委員協議会が正しいと思われます。</p>	<p>ご指摘のとおり修正しました。</p>	有
7	<p>【実施率の向上】</p> <p>◆該当箇所・意見 28ページの第3章『課題1 スポーツ実施率の向上』内、一般市民がスポーツをすることについて困難である理由が「仕事や家事の忙しさ」である旨及びこの問題を解消する施策を講じる旨を記載してください。</p> <p>◆理由 新型コロナウイルス感染症の有無に関わらず、一般市民が抱えるスポーツ阻害要因の詳細及びその要因に応じた施策を記載することは当たり前です。</p>	<p>「仕事や家事の忙しさ」はスポーツ阻害要因の一例であり、本計画では、様々なライフステージに応じたスポーツ・運動の機会の提供に取り組めます。詳細は32～34ページです。</p>	無

8	<p>【花園ラグビー場について】</p> <p>◆該当箇所・意見 28ページの第3章「課題2 花園ラグビー場など市のスポーツ資源の有効活用」を削除してください。</p> <p>◆理由 ラグビーに興味関心の無い市民の立場からすれば、花園ラグビー場は不要不急であって行政の課題に挙げるほどの価値はありません。行政は、公平・公正な立場に立って、ラグビーに興味関心を持っていない市民の立場に配慮すべきです。行政がラグビーという興味娯楽をレガシーとして継承していく必要はありません。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
---	--	--	----------

9	<p>【シビックプライドについて】</p> <p>◆該当箇所・意見</p> <p>28ページの第3章「課題3 花園を中心とした地域住民のシビックプライドの醸成」を削除してください。</p> <p>39ページの第4章「施策4.花園ラグビー場を中心としたラグビーのまちのリブランディング」を削除してください。</p> <p>41ページの第4章「(1) ホームゲーム等の開催」内、「これらのチームを市民が一丸となって応援することで、シビックプライドの醸成につながります。また、」を削除してください。</p> <p>◆理由</p> <p>「東大阪市全域でワンチームとなり」と記されているにも関わらず花園地域を優遇する施策になっており地域間で公平性がありません。シビックプライド（地域への誇りと愛着）の主体は市民であって行政ではありません。市民は多様であり、個々の市民が抱くシビックプライドのあり方も多様です。行政は、市民のシビックプライドの多様性をそのまま受け入れる必要があります。本市は「スポーツのまち」である、という意思を持つように行政がシビックプライドを醸成することは、反対の意思を持つ市民をないがしろにしており、また市民の内心に介入する行為であり不当です。シビックプライドという一見もっともらしい主張をしていますが、実態は花園近鉄ライナーズへの集客を促す結果になっています。行政は一部の民間業者へのカネ儲けに加担する結果になることは、シビックプライドが偽善であることを示しており、不当です。2024年2月に公表された東大阪市総合戦略（案）にはシビックプライドの醸成については掲載されておりません。市の基本となる戦略に掲載されていない方針を、スポーツに特化した計画に掲載することは不適切です。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
---	---	--	----------

10	<p>【子どもスポーツファーストについて】</p> <p>◆該当箇所・意見</p> <p>32ページの第4章「(1) 子どもスポーツファースト」内、「地域で活躍する未来のアスリートへの支援」、「トップアスリート連携事業」、「未来ある子どもの活動を後押しするクラブ活動運営補助事業や全国大会等出場補助事業」、「スポーツマウスガード作成費用の補助事業」及び「高校ラグビー大会思い出づくり支援事業及び更なる機運醸成にかかる支援」を削除してください。</p> <p>◆理由</p> <p>子どもスポーツファーストとは、スポーツをしている子どもの中の一部の子どもだけがファーストな施策です。スポーツをしていない子どもも世の中にはいるのですから、このような不公平な施策はやめてください。日新高校においてラグビー部だけを優遇するトップアスリート連携事業は不公平です。クラブ活動をしていない子どもがいるのですから、全国大会等出場補助事業は不公平です。スポーツマウスガードは、スポーツ用具なので、個人が全額負担すべきです。ラグビーだけを優遇しており不公平です。仮にこれを認めるのであれば、野球のヘルメットやサッカーのキーパーのグローブなども認めなければなりません、運動部に偏っており不公平です。「思い出づくり」を支援する事業はスポーツの実施ではありませんし、思い出の無いものの立場から見れば不公平です。一部の子供だけが有利になり不公平ですから、受益者が負担すべきです。不公平な施策は民主主義の学習を阻害します。SDGsの「4.質の高い教育をみんなに」及び「10.人や国の不平等をなくそう」に反します。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
11	<p>【部活動とクラブ活動について】</p> <p>◆回答箇所・意見</p> <p>32ページの第4章「(1) 子どもスポーツファースト」内、部活動という用語とクラブ活動という用語が記載されていますが、どう違うのかわかりません。クラブ活動運営補助事業がわからないので記載した方が良いと思います。</p>	<p>「クラブ活動運営費補助事業」は事業名であり、固有名詞です。なお、「部活動」と「クラブ活動」は同義です。</p>	<p>無</p>

12	<p>【マスタース花園について】</p> <p>◆該当箇所・意見 32ページの第4章「(3) ビジネスパーソンや子育て世代へのスポーツ・運動の普及推進」内、マスタース花園を削除してください。</p> <p>◆理由 マスタース花園はラグビー競技であり参加者を限定しています。これは、すべての市民に公平であるべき行政の施策として不公平です。感染者が少なく、経済活性化にはなっていません。スポーツを実施する上での問題点は「仕事や家事の忙しさ」です。イベントは、時間に余裕のある人が集うので問題を解決できません。問題点と解決策が合致していません。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無
13	<p>【共生社会について】</p> <p>◆該当箇所・意見 36ページの第4章「施策3.スポーツを契機とした共生社会の実現」を削除してください。</p> <p>◆理由 障害者は日常生活において障害があるゆえに障害者なのです。スポーツは非日常であり、そこには障害はありません。ゆえに、スポーツを契機とした共生社会の実現というものはありえません。非日常であるスポーツを通じるのではなく、日常の障害を取り除くことによって共生社会は実現されるのです。6ページの「本計画で取り扱うスポーツの範囲」には「他者との競争」が記されていますが、これは共生社会のあり方と矛盾しており、本計画自身がすでに「共生社会の実現」を否定しています。障害者が車いすスポーツをする、腰や腕の一部を酷使することになるため、障害が重度化すると思います。このことを知らされずに重度化してしまう人がいると思うため周知が必要です。車いすスポーツは一部の障害者しか実施できません。一部のものしか実施できない事業を、すべての障害者のための事業であるかのように吹聴することをやめてください。障害者スポーツの施策は共生社会の実現には寄与しないため取り止めてください。そして、その障害者スポーツ施策に割り振る公共の資源を日常の障害の除去に使ってください。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無

14	<p>【トップスポーツチームについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 41ページの第4章「施策5.トップスポーツチームとの連携について」を削除してください。</p> <p>◆理由 花園近鉄ライナーズやFC大阪という民間事業者の商材を行政が主導して市民に応援させることは、行政がスポーツ業者に顧客を斡旋する結果になり、不当です。スポーツ愛好者の獲得は、スポーツ業者が自身の実力で行うべきです。情報発信は、プロスポーツチームではなくても実施できます。プロスポーツチームを特別に扱うことは不公平です。市民が何に関心を持つかは市民の自由な内心に基づくべきであって、行政が市民に趣味娯楽であるスポーツ競技への関心を持たせることは不当です。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無
15	<p>【大規模スポーツイベントについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 43ページの第4章「施策6.大規模スポーツイベントへの取組強化」を削除してください。</p> <p>◆理由 大規模スポーツイベントは趣味娯楽であり不要不急です。このようなイベントを実施しても市民の生活は向上しません。スポーツ愛好者が自主的に企画し自分で経費を支出すれば良いことであって、公共機関が関与する価値はありません。WMGポロシャツやパーカーは市役所職員が着用することになるとは思います、機運醸成を目的として着用するのですから職員の内心の自由を侵すことになるとは思います。職員は本計画を承知しているのですから「庁内における更なる機運醸成を図る」ことには意味はなく無駄です。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無



16	<p>【スポーツビジネスについて】</p> <p>◆該当箇所・意見 44ページの第4章「施策7.スポーツビジネスの推進」を削除してください。</p> <p>◆理由 スポーツビジネスという用語は民間が主導するかのような印象を持ちますが、実態は、役所が主導し公費を配賦する公共事業です。一部の業者しか儲からず、波及効果はスポーツ愛好者に限定されます。このような事業は不要であり不公平です。</p>	<p>頂戴したご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無
17	<p>【登山大会の写真について】</p> <p>◆該当箇所・意見 44ページの第4章「施策7.スポーツビジネスの推進」内、「東大阪市民チャレンジ登山大会」の写真と、45ページの「東大阪市民チャレンジ登山大会」の写真が同一です。別の写真に変更した方が良いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり修正しました。</p>	有